

【資料 1】

草加市庁舎建設審議会条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、庁舎の建設に関する事項を調査審議するため、草加市庁舎建設審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体等の代表者
- (3) 市民の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から審議会から市長への答申があった日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、審議会から市長への答申があった日限り、その効力を失う。